

◎一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第77号）

1 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

- (1) 獣医師に係る初任給調整手当の支給限度額を月額20,000円から35,000円に引き上げることとした。（第26条の2関係）
- (2) 一般職の職員の給料月額を改定することとした。（別表第1～別表第5関係）

2 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正

平成18年4月1日に行った給料の切替えに伴う経過措置を改めることとした。（附則第8項関係）

3 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行することとした。ただし、1(1)は、平成24年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
- (2) 平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置を講ずることとした。（附則第2項、附則第3項関係）
- (3) この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定めることとした。（附則第4項関係）

◎市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（条例第78号）

1 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正

職員の給料月額を改定することとした。（別表第1～別表第3関係）

2 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正

平成18年4月1日に行った給料の切替えに伴う経過措置を改めることとした。（附則第8項関係）

3 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行することとした。（附則第1項関係）
- (2) 平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置を講ずることとした。（附則第2項、附則第3項関係）
- (3) この条例の施行に関し必要な事項は、県人事委員会規則で定めることとした。（附則第4項関係）

◎一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（条例第79号）

1 一般職の任期付研究員の給料月額を改定することとした。（第5条関係）

2 その他所要の整備をすることとした。（第5条関係）

3 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行することとした。（附則第1項関係）
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（条例第80号）

1 特定任期付職員の給料月額を改定することとした。（第7条関係）

2 その他所要の整備をすることとした。（第7条関係）

3 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行することとした。（附則第1項関係）
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）